

# 各項目の取組状況

—世界銀行Doing Business 2018評価の分析と評価改善に向けた取組の方向性—

## 【信用供与】

法務省

# Doing Business 2018 : 信用供与 (Getting Credit)

## 1 現状

項目	日本	NZ
「信用供与」全体	11 ( / 20 ) DTF:55	20 満点
(1) 権利の強さ	5 ( / 12 )	12 満点
(2) 信用情報へのアクセスし易さ	6 ( / 8 )	8 満点

(評価)

中項目「権利の強さ」が特に低いが、NZは満点であり、両中項目とも評価の改善を図る必要がある。

## 2 小項目の分析

得点がついていない 全小項目について 事実誤認を主張することが考えられる。

(1) 権利の強さ 【法務省】	
①非典型担保に係る法的枠組	判例等によって法律関係は明確である。
③非占有担保権設定 (全資産)	<b>企業担保法</b> についての説明。
④担保権の及ぶ範囲	<b>集合動産譲渡担保</b> について説明。
⑥債務者名で検索できる担保登録制度	動産債権譲渡特例法の <b>動産譲渡登記</b> 。
⑦全ての非典型担保に係る担保登録制度	動産譲渡登記は、法人が譲渡人となる <b>全ての動産の譲渡を対象</b> としている。
⑧オンライン化された担保登録制度	動産譲渡登記は <b>オンライン化</b> している。
⑪企業再建手続下の担保権の自動停止及びその解消策	民事再生法には <b>担保権の実行中止命令</b> があり、これに対する <b>変更・取消命令</b> もある。
(2) 信用情報へのアクセスし易さ 【経済産業省・金融庁】	
①企業・個人双方のデータ流通	<b>個人</b> については全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シー、 <b>法人</b> については信用調査会社がある。
⑧金融機関の与信判断に利用可能な与信スコアの提供	

## 3 まとめ

小項目全てについて、関係省庁が主張するとおり 事実誤認が解消 されれば、その評価は 首位のニュージーランドと遜色ないものとなる (**満点・DTF:100**)。